

## 区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。今回は、「土地区画整理審議会（第6回）の報告」他3件についてお知らせいたします。

### 土地区画整理審議会（第6回）の報告

令和元年8月27日（火）に第6回土地区画整理審議会が開催されました。その内容は、先行整備街区A及びBの仮換地指定についての施行者案をお諮りし、答申をいただきました。

また、令和元年5月より実施させて頂いた仮換地に係る個別説明の結果及び8月時点での工事進捗状況等についてURより報告しました。



### 先行整備街区における仮換地指定、 使用収益開始及び現地見学等について

第6回の審議会におきまして、先行整備街区A及びBの仮換地指定の答申をいただきましたので、令和元年8月28日付で対象権利者の方に書面で通知いたしました。

先行整備街区A及びBの宅地の使用（使用収益開始）が可能となる概ねの時期については、先行整備街区Bが令和2年の夏頃、先行整備街区Aは、令和3年の春以降を予定しています。

今後、先行整備街区の完成前（概成時）に、現地見学会の開催を予定してお

り、詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。

また、先行整備街区の工事が完了し、仮換地を使用収益開始できる日が確定しましたら「仮換地の使用収益開始日の通知」を送付させていただくとともに、使用収益開始の前後に各権利者の方々に現地確認（宅地の仕上がり及び境界杭等の確認）を行っていただく予定です。

## 移転補償契約について

先行整備街区A及びB内で仮換地指定を行いました権利者の方々につきましては、移転補償内容の説明資料が整った方から順次、内容の説明を開始し、契約手続きを進めているところです。

まだ説明をさせていただいていない権利者の方々につきましても、説明資料を整えたうえで、お伺いしますので、今暫くお待ちください。

## 先行整備街区の宅地についてのお問い合わせについて

仮換地指定を行いました先行整備街区A及びBの権利者の方々につきましては、仮換地の使用収益開始後の建物再築に向け、ハウスメーカー等とのご相談を開始されるにあたり、宅地に関するご不明な点等がありましたら、当機構（下記連絡先）までお気軽にお問い合わせください。

## 二度移転について

現在、二度移転に関する換地設計の検討を進めているところです。換地設計の方針等が整いましたら、対象となる権利者の方に対して、個別説明を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、改めてご連絡いたしますので、今暫くお待ちください。

今後とも、本事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお問い合わせください。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
堺都市再生事務所  
〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番2  
TEL：072-282-7722